

京都府立大学附属図書館資料収集方針

令和3年1月20日図書館運営委員会確定

1 趣旨

この方針は、京都府立大学附属図書館規程に基づき、京都府立大学附属図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集及び選択について、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

図書館は、「図書館の自由に関する宣言」（付記参照）を遵守するとともに、京都府立大学の理念と特色を踏まえ、利用者の教育と研究および学習活動を支援するための資料を収集管理し、本学における教育研究基盤となる適正な蔵書の構築を目指す。

3 基本方針

図書館は、本学の教育・研究・学習活動に貢献し、また予算の適正・有効な執行を行うため、次の方針に基づいて資料の収集、選択、整理、保存管理を行い、学内外の利用に供するものとする。

- (1) 本学の学部構成や学問研究の動向に留意し、長期的展望に立って広く体系的に収集する。
- (2) 利用者の資料要求を基本とし、教育・研究・学習活動に資する学術的資料を中心に収集する。
- (3) 利用者からの資料要求、改善提案には迅速かつ誠意をもって回答する。
- (4) 予算と書架スペースの有効活用を図るため、不必要な重複の回避に努め、研究室や他機関との分担収集や共同利用についても考慮しつつ収集する。
- (5) 定期的な蔵書点検及び評価を行い、適切な蔵書の更新に努める。
- (6) 資料収集の最終選択権と責任は、附属図書館長（以下「館長」という。）が有する。
- (7) 資料収集方針を公開し、必要に応じて随時見直しを行う。
- (8) 資料収集方針の改訂は、図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮った上、館長が決定する。

4 資料の種類

図書館では、京都府立大学附属図書館規程第2条第1項の規定に基づき、次に掲げる資料について購入、寄贈、保管換、委託等による収集を行う。

- (1) 図書（学生用図書、研究用図書、参考図書及び二次資料等）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌、白書・統計類、年鑑等）
- (3) 非印刷資料（視聴覚資料、電子資料、マイクロ資料等）
- (4) その他、図書館において収集することが適当と判断される資料

5 資料収集の方法

図書館では、次に掲げるものを収集し選定する。選定については、図書館職員に一定の範囲で裁量を与え、「京都府立大学附属図書館選書指針」に基づき図書館職員が実務を担い、最終的な責任は館長が負う。選定手順、購入の手続きについては別に定める。

- (1) 運営委員会の選書によるもの

- (2) 教員の選書（推薦）によるもの
- (3) 図書館職員の選書によるもの
- (4) 学生のリクエストによるもの
- (5) 研究室からの保管換によるもの
- (6) 寄贈によるもの
- (7) その他、図書館において収集、提供することが適当と判断されるもの

6 寄贈資料

寄贈資料については、図書館全体の蔵書構成を考え、資料の空白部分を補完する資料的価値の高いものについて収集する。受入については「寄贈資料受入指針」を別に定める。

7 貴重資料

図書館は、貴重とする資料を収集し、それを貴重資料として指定し別に保管することができる。

8 資料の除籍及び廃棄

限られた書架スペースを有効利用するために、定期的に所蔵すべき資料の見直しを行う。ただし、利用の多寡のみを除籍の基準にしないよう留意する。図書資料の除籍及び廃棄については、「資料の除籍及び廃棄についての指針」を別に定める。

付 記 図書館の自由に関する宣言（昭和54年日本図書館協会改訂）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る権利を持つ国民に、資料と施設を提供することを、最も重要な任務とする。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。